

# 長久手市排水設備指定工事店のみなさまへ

**令和5年10月1日より、長久手市の排水設備指定工事店の指定に関する申請、届出は、下記で受け付けをします。**

**【郵送又は窓口提出先】 〒456-0053**

**名古屋市熱田区一番三丁目2番44号**

**名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室**

**Tel:052-228-2611**

**電話・窓口の受付時間:9時～17時**

**(休業日:土・日・祝、年末年始12月29日～1月3日)**

下記の市町分の申請、届出についても上記提出先で提出することができます。

ただし、手数料納付書の発行や指定証の交付は、従来どおり各市町が行います。

※長久手市分の申請・届出の場合は上記の窓口のほか、従来どおり、長久手浄化センターへの提出も可能ですが、長久手市浄化センターでは他の市町村への申請、届出は受付できません。

## **上記窓口で受付可能な市町**

**名古屋市、一宮市、清須市、武豊町、瀬戸市、春日井市、常滑市、江南市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、あま市、扶桑町、蟹江町、阿久比町(令和6年度～)、東浦町**

対象となる申請、届出

- 1 新規指定の申請**
- 2 指定更新の申請**
- 3 指定事項の変更の届出**
- 4 指定証再交付の申請**
- 5 指定の廃止・休止・再開の届出**

お問い合わせ先: 長久手市下水道課 (長久手浄化センター内)

電話 0561-56-0624、FAX 0561-61-5311、電子メール gesui@nagakute.aichi.jp